

第67号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年11月25日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

人事院勧告に準じ、一般職の職員の勤勉手当に係る支給率を改定するとともに、特別職の期末手当に係る支給率を一般職に準じて改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条の4第2項第1号中「100分の80」を「，6月に支給する場合においては100分の80，12月に支給する場合においては100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「，6月に支給する場合においては100分の37.5，12月に支給する場合においては100分の42.5」に改める。

第2条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条の4第2項第1号中「，6月に支給する場合においては100分の80，12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「，6月に支給する場合においては100分の37.5，12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に改める。

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第4条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第6条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第8条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は平成28年12月1日から、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は平成29年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

人事院勧告に準じ、一般職の職員の勤勉手当に係る支給率を改定するとともに、特別職の期末手当に係る支給率を一般職に準じて改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 平成28年12月期の勤勉手当又は期末手当の支給率の改定

(第1条, 第3条, 第5条及び第7条関係)

次に掲げる条例を改正し、次の表のとおり支給率を引き上げる。

ア 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例

イ 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

ウ 芦屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例

エ 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例

		改正 する 手当	改正案 (平成28年12月1日施行)		現 行	
			6月期	12月期	6月期	12月期
			支給率	支給率	支給率	支給率
一 般 職	再任用職員以外	勤 勉 手 当	80/100	90/100	80/100	80/100
	再任用職員		37.5/100	42.5/100	37.5/100	37.5/100
市議会議員		期 末 手 当	202.5/100	227.5/100	202.5/100	217.5/100
市長, 副市長, 教育長						
病院事業管理者						

※ 平成27年12月から平成30年3月までの間の期末手当の額については、上記の支給率により算定された額から市長及び副市長は100分の10を、教育長は100分の5を減額している。

(2) 平成29年度以後の勤勉手当又は期末手当の支給率の改定

(第2条, 第4条, 第6条及び第8条関係)

(1)に掲げる条例を改正し, 次の表のとおり6月期の支給率を引き上げ, 12月期の支給率を引き下げる。

		改正 する 手当	改正案 (平成29年4月1日施行)		改正案 (平成28年12月1日施行)	
			6月期	12月期	6月期	12月期
			支給率	支給率	支給率	支給率
一般 職	再任用職員以外	勤勉 手当	85/100	85/100	80/100	90/100
	再任用職員		40/100	40/100	37.5/100	42.5/100
市議会議員		期末 手当	207.5/100	222.5/100	202.5/100	227.5/100
市長, 副市長, 教育長						
病院事業管理者						

※ 平成27年12月から平成30年3月までの間の市長, 副市長及び教育長の期末手当の額については, (1)の※に同じ。

3 施行期日

(1) 2(1)の規定 平成28年12月1日

(2) 2(2)の規定 平成29年4月1日

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（平成28年12月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（勤勉手当）</p> <p>第22条の4 （省略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 （省略）</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第22条の4 （省略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 （省略）</p>

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（平成29年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（勤勉手当）</p> <p>第22条の4 （省略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 （省略）</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第22条の4 （省略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 （省略）</p>

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（平成28年12月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の202.5を、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の202.5を、12月に支給する場合には<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="262 986 696 1034">在職期間</th> <th data-bbox="698 986 1113 1034">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="262 1035 696 1083">6月</td> <td data-bbox="698 1035 1113 1083">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 1085 696 1133">5月以上6月未満</td> <td data-bbox="698 1085 1113 1133">100分の80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 1134 696 1182">3月以上5月未満</td> <td data-bbox="698 1134 1113 1182">100分の60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 1184 696 1227">3月未満</td> <td data-bbox="698 1184 1113 1227">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 986 1592 1034">在職期間</th> <th data-bbox="1594 986 2009 1034">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 1035 1592 1083">6月</td> <td data-bbox="1594 1035 2009 1083">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1085 1592 1133">5月以上6月未満</td> <td data-bbox="1594 1085 2009 1133">100分の80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1134 1592 1182">3月以上5月未満</td> <td data-bbox="1594 1134 2009 1182">100分の60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1184 1592 1227">3月未満</td> <td data-bbox="1594 1184 2009 1227">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（平成29年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の207.5</u>を、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の202.5</u>を、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 984 698 1032">在職期間</th> <th data-bbox="703 984 1117 1032">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 1035 698 1083">6月</td> <td data-bbox="703 1035 1117 1083">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1086 698 1134">5月以上6月未満</td> <td data-bbox="703 1086 1117 1134">100分の80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1137 698 1185">3月以上5月未満</td> <td data-bbox="703 1137 1117 1185">100分の60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1189 698 1227">3月未満</td> <td data-bbox="703 1189 1117 1227">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 984 1594 1032">在職期間</th> <th data-bbox="1599 984 2011 1032">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1035 1594 1083">6月</td> <td data-bbox="1599 1035 2011 1083">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1086 1594 1134">5月以上6月未満</td> <td data-bbox="1599 1086 2011 1134">100分の80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1137 1594 1185">3月以上5月未満</td> <td data-bbox="1599 1137 2011 1185">100分の60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1189 1594 1227">3月未満</td> <td data-bbox="1599 1189 2011 1227">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（平成28年12月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（期末手当の額の特例）</p> <p>4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年12月1日から平成30年3月31日までの間、同項の規定により算定された額から市長及び副市長にあつては当該額に100分の10を、教育長にあつては当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（期末手当の額の特例）</p> <p>4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年12月1日から平成30年3月31日までの間、同項の規定により算定された額から市長及び副市長にあつては当該額に100分の10を、教育長にあつては当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（平成29年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="264 794 1108 1038"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p> <p>付 則</p> <p>（期末手当の額の特例）</p> <p>4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年12月1日から平成30年3月31日までの間、同項の規定により算定された額から市長及び副市長にあつては当該額に100分の10を、教育長にあつては当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 794 1995 1038"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p> <p>付 則</p> <p>（期末手当の額の特例）</p> <p>4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年12月1日から平成30年3月31日までの間、同項の規定により算定された額から市長及び副市長にあつては当該額に100分の10を、教育長にあつては当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（平成28年12月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="264 847 1111 1091"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 847 2002 1091"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（平成29年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="264 850 1108 1091"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 850 1995 1091"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				